



17農会第54号

平成17年4月12日

農林水産省所管の試験研究を行う独立行政法人 理事長 殿

農林水産省農林水産技術会議事務局長

平成17年度における第1種使用規程の承認を受けた組換え作物に係る
栽培実験の留意点について

農林水産省所掌に係る試験研究を行う独立行政法人の各研究所及び各研究センターが「遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律」（平成15年法律第97号）第4条又は第9条の規定に基づき第1種使用規程の承認を受けた組換え作物を用いて自ら又は委託を受けて行う栽培実験（以下、単に「栽培実験」という）については、国民の理解の下で円滑に行われるよう、「第1種使用規程承認組換え作物栽培実験指針」（平成16年2月24日付け15農会第1421号農林水産技術会議事務局長通知。以下「指針」という。）を遵守の上、実施するようお願いしているところです。

平成17年度においては、昨年度のイネの花粉飛散と交雑に関する調査研究の結果（別紙参照）を踏まえ、本指針による措置に加え、下記の点を考慮し、指針第2の1に規定する栽培実験計画書の策定を行ってください。

なお、本年秋以降、これまでの指針の運用結果及び平成14年度から17年度にかけて実施している「遺伝子組換え生物の産業利用における安全性確保総合研究」の結果等を踏まえ、指針の見直しを検討することとしており、下記の留意点は、それまでの暫定的な措置であることを申し添えます。

記

栽培実験対象作物としてイネを用い、指針第2の2の（2）に規定する隔離距離によらない交雑防止措置を採らない場合は、指針第2の2の（1）に規定する隔離距離による交雑防止措置に加え、栽培実験に用いる栽培実験対象作物であるイネ（以下「実験対象イネ」という。）と指針第1の2に定義する同種栽培作物等であるイネ（以下「栽培イネ」という。）との隔離距離は26m以上とし、実験対象イネとその周辺（26m近辺）にある栽培イネの出穂期が2週間程度以上離れるよう、それぞれ植付日を調整すること。

（注）この他、栽培実験指針検討会委員、関係行政機関、団体等に対しても通知を发出。

(別 紙)

調査研究名	イネの花粉飛散と交雑に関する調査研究
実施機関	独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構東北農研センター
調査研究期間	平成14年～17年
<p>平成16年度における調査結果の概要</p> <p>花粉親であるイネ品種「おくのむらさき」の出穂期に、一定方向の風が吹く気象条件の下で、</p> <ol style="list-style-type: none">① 種子親であるイネ品種「ヒメノモチ」の出穂期が「おくのむらさき」の出穂期と一致した場合には、「おくのむらさき」から最長25.5m離れた風下側の位置の「ヒメノモチ」で、「おくのむらさき」との交雑種子が検出された。② 「ヒメノモチ」の出穂期が、「おくのむらさき」の出穂期よりも2週間程度遅れた場合には、「おくのむらさき」に近接する「ヒメノモチ」においても交雑種子が検出されなかった。	